規則第三十八条第三項には、
調書は、書記をして之れを供述者に読聞かさせ、又は供述者に閲覧させて、その記載が相違ないかどうかを問わなければならない。
又、第五項には
尋問に立会つた検察官、被告人被疑者、又は弁護人が、調書の記載の正確性に付いて云う。
とあり。
従而、公判廷に被告人安達隆良を呼出していても、公判調書に安達隆義と明記している以上は、隆良にあらずして隆義が出廷して、被告人とは人違いの被告に対して判決を言渡したのである。
即ち、判決は隆良であつて、公判調書には隆義とあるから全然人違いである。
憲法第三十一条は、
何人も法律の定める手続によらなければ、その生命、若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。
とあり。
然るに原判決は、憲法第三十一条に背反して被告人安達隆良を公判廷に呼出さず、隆義を呼出して判決を言渡された事は明らかに憲法第三十一条に違反し、原判決は破棄すべきものと思考す。
刑事訴訟規則第三十八条には明らかに、調書は書記をして之れを供述者に読聞かせとあるから、公判廷に於て安達隆良と隆義は人違いにあらざるかと問わなければならないにも拘らず、此の挙に出なかつたものであつて、原判決は規則にも違反し、惹いては憲法に背反した判決と謂わねばならない。
上記の如く、憲法第三十一条に反した原判決は他を見る様なく、此の一点のみで破棄すべき判決と断定す。　以　上



昭和二六年(あ)第三〇四号

判　　決

本籍並住居　千葉県印旛郡八街町山田台への五番地
事務員
古　市　直
大正一三年三月一〇日生

右の者に対する窃盗、殺人未遂被告事件について昭和二五年一〇月一七日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　　文

本件上告を棄却する。

理　　由

弁護人牛島定の上告趣意（後記）は憲法違反、判例違反を云為するけれども、その実質は、起訴状における訴因の記載方法に関する原判決の正当な説示を非難し以て単なる訴訟法違反の主張をなすに外ならず刑訴四〇五条の上告適法の理由に該当しない。（憲法三七条一項にいわゆる「公平な裁判所の裁判」とは組織構成等において偏頗のおそれのない裁判所の裁判を意味するものであると解すべきことは当裁判所の判例とするところであり、また論旨引用の判例は刑訴三六〇条一項の有罪判決における連続犯を組成しない複数の犯罪行為の判示方法に関するものであり、起訴状における訴因の明示方法が問題とされた本件には適切ではない）。なお記録を精査しても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により主文のとおり判決する。

五月二九日判決　　昭和二六年(あ)第三〇四号

五月二九日判決　　昭和二六年(あ)第三〇四号

この判決は裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年五月二九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　岩　松　三　郎

裁判官　沢　田　竹　治　郎

裁判官　斎　藤　悠　輔



昭和二六年(あ)第三〇四号

被告人　古　市　直

弁護人牛島定の上告趣意

第一点　原審判決は憲法に違反するか或は貴裁判所の判例の趣旨に相反するか、或は少くとも刑事訴訟法第四百十一条第一号の判決に影響を及すべき法令の違反があり、原判決を破棄しなければ著しく正義に反する場合に該当し、破棄を免れないものと信ずる。

即ち本件起訴状はその第一の窃盗の事実について「被告人は昭和二十三年五月頃より、同二十四年五月十一日頃迄千葉市長州町二丁目五十七番地稲毛べん方に同宿していたものであるが、

一、昭和二十三年八月頃より同二十四年五月十日迄の間に右稲毛べん方に於て、同人所有の錦紗黒地紋付羽織外六十四点を窃取し」と記載されているのであるが、この窃盗の事実は之を一罪として起訴したものであるか、或は数罪として起訴したものであるか必ずしも明かではない。

仮に数罪として起訴したとすれば、貴裁判所昭和二十四年二月九日大法廷判決にも明示するように、複数の犯罪行為を判示するには仮令その行為が同一罪質であり手段方法等に於て共通していても、その各個の行為の内容を一々具体的に判示し、更に日時、場所等を明かにすることによつて一の行為を他の行為より区別しうる程度に特定し、少くとも各個の行為に対し法令を適用するに妨げない限度に判示することを要するのであつて、このことは当然に起訴状の記載についてもそのまま承認さるべきであるから、若し仮に数罪の起訴とするならば、明に貴裁判所の判例の趣旨に反したものと謂わなければならない。

若し然らずして昭和二十三年八月頃より同二十四年五月十日に至る、前後約九ヶ月の長期間に行われた数回の窃盗行為をその社会的客観的事実の複数性の如何にもかかわらず、法律上の見地より一罪として起訴したとするも（このような解釈運用それ自体が何ら未だ承認されているものではないが）右の起訴状は日時回数方法等の点に於て著しく具体性を欠き到底有効なものと解しえない。

抑々起訴状は訴因を明示して之をなすべきであり、その訴因の明示に方つては出来得る限り日時、場所、目的物、方法等を以て罪となるべき事実を特定しなければならないのである。勿論訴因の特定とは訴因全体としての特定であつて、訴因を構成特徴ずける個々の因子そのものでないことは通説のいう処であるが、これとて形式論理を何処迄も徹底することはできないのであつて、そこに当然一定の限界の存するものである。一般的にいつて訴因の特定を厳格に解し、それを構成する個々の因子たる日時、場所、方法、目的物等の特定は、要求する時は起訴の対象を明確にし被告人に対し防禦の対象を鮮明ならしめ、之に対する十分なる防禦権の発動を保障し、人権保障を強調する新憲法の立場上極めて望ましい所である。之に反し訴因の特定を極めて緩かに解し、全体として特定しておればよく必ずしも個々の因子の特定を要しないと解し、その他に何等の制限も必要としないとするならば、形式論理上の麗辞の下に具体的、実質的な被告人の防禦権は剝奪され新刑事訴訟法第一条の個人の基本的人権を保障しつつ、刑罰権の実現を計る大目的は失われるのである。このことは被告人が僅か一日の或一定時間のアリバイを主張証明することの容易さと、前後一年の長日月のそれを主張立証することの困難さとを比較することによつて容易に判明するであろう。従つて右の訴因特定の理論を考えるに方つても、被告人の防禦活動の著しく奪われないという目的論的限界をそこに設けて考えることによつて始めて妥当な解決を得るであろう。このことは判決に示すべき罪となるべき事実と起訴状に示さるべき訴因とでは具体性の程度に於て著しく異る。何となれば前者は実体形成の結果を手続面に反映させる単なる





表示の問題であるに反し、後者は実体形成そのものに奉仕するものであり、それをめぐつて当事者に攻撃防禦の方法を十分尽さしめるための基盤を提供すべき使命を有するのであるから、仮令判決の表示は一の行為を他の行為と区別し、法律を適用するに妨げない程度の（即ち法律評価の可能な程度）具体性が要求されるに過ぎないにも拘らず、之に於ては当事者の証明活動或は攻撃防禦の方法に適当な程度の一層高度の具体性を要求されているという見解によつても十分その妥当性を支持される理論である。従つてかかる場合には仮令判決に示す程度の具体性あるにもかかわらず、当事者の攻撃防禦方法上十分な基盤を与えないという理由を以て、裁判所は検察官に一層高度の具体性を要求すると共に、若し之が不可能なる時は公訴棄却の判決を下すべきものと解すべきである。

蠹つて本件起訴状は日時の点に於て実に前後九ヶ月の長期間を指定しているのである。かくては被告人の立場よりする防禦の対象は著しく不明確となり、防禦上重要な手段たる反証の提出アリバイ証明等極めて困難を来すので、弁護人は屢々犯行の具体的日時、回数等について釈明を求めたのであるが、遂に何等見るべき釈明なくして遂に結審するに至つたのである。故に本件の場合は被告人に対し審判の対象を十分明確ならしめないまま攻撃防禦の活動に対して十分な基盤を与えない起訴状により、被告人の防禦権を著しく制約した状況下に審判されたのである。思うに被告人は憲法第三十七条第一項により公平なる裁判所の裁判をうける憲法上の権利を有するのであるにも拘らず、その防禦活動を著しく制約された状況下に、正常なる弁護権の発動をすること不可能なまま、極めて不公平な審理によりその権利を害されたといわねばならない。原審が正に公訴棄却の判決をなし、之を是正しなかつたのは憲法に違反したものである。仮に百歩を譲つて然らずとするもその法令違反は正に刑事訴訟法第四百十一条第一号に該当し、著しく正義に反するのであつてこの点よりするも原判決は破棄せらるべきものと信ずる次第である。

以　上

昭和二六年(あ)第四三一号

判決

本籍　岐阜県高山市馬場町二丁目八六番地
住居　同市鉄砲町六九番地
日稼　荒井正吉　大正九年三月二四日生

右に対する恐喝被告事件について昭和二五年一〇月三一日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

弁護人石川時之助の上告趣意（後記）第一点は判例違反を主張するけれど、第一審判決によれば、被告人に関する限り刑訴規則五六条所定事項の記載は存するのであるから、所論はその前提を欠くものというべく（なお第一審判決主文中の「被告人両名」とあるのは、「被告人及び許三祚」の誤記にすぎないこと明白である）、同第二点は事実誤認の主張であり、いずれも刑訴四〇五条の上告適法の理由に該当しない、また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められな





一

昭和二六年(あ)第四三一号

被告人　荒井正吉

弁護人石川時之助の上告趣意

第一点　原判決は昭和二十三年(れ)第八三四号事件に対する同年十一月二十五日第一小法廷判決及び昭和二十二年(れ)第二六〇号事件に対する同年十二月十三日第二小法廷の判決に違背する違法がある。

即ち原判決は、第一審判決が、その主文において「被告人を懲役一年に処す、訴訟費用は被告人両名の負担とす」を記載しながら、被告人としては、荒井正吉のみを記載し、他の一名の氏名、住所及び年齢を記載しなかつた違法を排斥した控訴理由を排斥された。

しかしながら、裁判書にはその裁判を受ける被告人の氏名、住所及び年齢を記載すべきことは、刑事訴訟規則第五十六条（旧刑事訴訟法第六十九条）の命ずるとこであつて、裁判書に被告人の住居に誤記があつても、判決に影響を及ぼすべき違法ではないとする昭和二十三年(れ)第八三四号事件に対する同年十一月二十五日第一小法廷の判例及び被告人の年齢に誤謬があつても、判決に影響を及ぼすべき違法ではないとする昭和二十二年(れ)第二六〇号事件に対する同年十二月十三日第二小法廷の判例の反対解釈によれば、裁判書に裁判を受ける被告人の氏名、住所及び年齢の記載を全然欠如する場合には、判決に影響を及ぼすべき違法ありとする趣旨であると解せざるを得ない。何となれば、訴訟費用の負担を命ずる裁判も、一の裁判である以上、裁判書に、これを負担すべき被告人の氏名、住所及び年齢が明示されていなければ、何人にこれを負担させるのか全く不明であるからである。

原判決は右の如き違法は、刑事訴訟法第百八十六条後段の趣旨に照らし、本案の裁判に対する控訴理由が存在する場





五月二九日判決　昭和二六年(あ)第四三一号

よつて刑訴四〇八条一八一条一項により主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年五月二九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　岩松三郎

裁判官　沢田竹治郎

裁判官　斎藤悠輔

合にのみ適法な控訴理由となるものであつて、本件の如き本案裁判に対する控訴理由がない場合には、適法なる控訴理由として判断するに由なきものであると断じておられるが、左様な解釈が刑事訴訟法第百八十六条後段の何処から生れるのであるか到底これを了解することが出来ない。何となれば、右規定は被告人以外の者に訴訟費用を負担させる場合の規定であつて、本件の如く被告人両名にこれを負担させる場合の規定ではない。従つて本案の裁判に対する控訴理由の存否とは、何の係りもないからである。

以上の理由により原判決は、前示判例の趣旨に反する違法あるものであつて破棄を免れないものと信ずる。

第二点　原判決には重大な事実の誤認があり著しく正義に反するものと信ずる。

即ち、原判決は、第一審判決摘示の証拠を綜合すると、被告人は許三祚外一名と共謀して、本件恐喝を行つたことを認めるに十分であると判示しておられるが、右判示証拠によれば、左の事実が認められるに過ぎない。

(イ)　昭和二十五年一月二十七日午後二時頃、被告人が道で行き合つた許三祚外一名と一緒に、久美愛病院の門前に居た時に、偶然被害者の種倉が、同病院から出て来たもので、被告人等が種倉を張つていたものではないこと。

(ロ)　そこで被告人が、種倉に博奕の密告事件について黒白を付けろと同人の胸を手で突いたこと。

(ハ)　すると、許三祚が俺に委せろと仲裁に入り、被告人と種倉は、許三祚に委せた結果艶本という料亭で飲食をしたこと。

即ち、右判示証拠では、本件恐喝を行うについて被告人と許三祚との間に意思の連絡ありとの事実は認められない。勿論、不良の徒の間では一人が喧嘩を吹掛け、他の一人が仲裁に入つて、相手にたかるという事例は、よくあることではあるが、本件の場合には両人の間に全然左様な謀議はない。又、以前にも同様の事例があつたという証拠もない。これは一に許三祚一人の犯行と見るのが正しく、被告人を共犯とすることは酷であつて、実状に適合しないと信ずる。被告人は、今夫として又父としての責任を痛感し、心から、これまでの非行を後悔して今後は善良なる市民として生活したいと念願している模様であるから、原判決破棄の上、公正なる御裁判を仰ぎ被告人の更生に寄与されんことを切望するものである。

以上

昭和二六年(あ)第六七〇号

判　決

本　籍　韓国慶尚南道密陽郡山外面多竹里番地不詳
住　居　福岡県築上郡下城井村大字袈裟丸
土木請負業　松本天一こと　孫　天　一　当三三年

右の者に対する詐欺被告事件について昭和二五年一二月九日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人本郷雅広の上告趣意について

第一審判決の認定した事実によると、被告人はその世帯員であつた同居人等が行先不明となり実在しなくなつたに拘わらず、恰も実在するが如く装い、これらの者に対する配給名下に主食を騙取したというのであつて、右の如き事実は、その挙示する証拠及び原判決の証拠説明に徴し首肯できるところである。そして右の如き所為が詐欺罪に当ることは当然であつて、論旨引用の判例は、同居人が被告人の指示に従い一時的に被告人の許を去つて他の地に仕事に行つて居り再び帰つて来

五月二九日判決　　昭和二六年(あ)第六七〇号

るような場合には、被告人がかかる同居人に対する主食の配給を受けても詐欺とならない場合もあるとする趣旨のものであつて、本件事案に適切なものではない。これを要するに論旨は、第一審判決の認定した事実を争い、その誤認あることを前提として判例違反を主張するものであつて到底採用するを得ない。その他記録を調べても刑訴四一一条を適用して原判決を破棄すべき事由を認めることはできない。

よつて刑訴四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年五月二九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　岩　松　三　郎

裁判官　沢　田　竹　治　郎

裁判官　斎　藤　悠　輔



昭和二六年(あ)第六七〇号

弁護人本郷雅廣の上告趣意

本件第一審判決及同判決を其儘採用した第二審判決は、憲法第三十八条第三項の規定に違反した不法がある。即ち、

本件では被告人が、その同一世帯員であつた安原順七外六名が、被告人方を出でて本件検挙当時不在であつたことや右の者等の配給食糧を被告人の方で受取つて居たことは相違ないが、その受取つたことが、詐欺罪になるか否かはかかつて被告人が配給を受ける際、右不在者等が最早自己方即ち世帯主方に帰来せぬと考えて居たか否かの一点に帰着するところ、原審列挙の証拠中で此点に関するものは、被告人の警察員に対する供述と検察官に対する供述調書以外にはなく、而かも同供述調書では曩に提出した上告趣意書に説明した通り、被告人に於て右不在者等が帰来せぬことを考えて居たとの証拠はなく、却つて帰来を期待して居たとの証拠であるし、仮りに原審の様に強いて之れを帰来を期待せざりし証拠としても右被告人の供述以外には何等此点についての証拠は全然ないから、本件は被告人の自白を唯一の証拠として有罪としたものと云う可きで、前示憲法第三十八条第三項違反の違法があつて破棄さるべきものである。

尤も原審では被告人の右供述以外に谷本政嘉提出の始末書や被告人名義の食糧購入通帳及証人長瀬五郎の訊問調書を証拠として、列挙してはあるが、前二者は被告人が本件不在者の分の配給を受けたことが判る丈けであり、証人長瀬五郎の訊問調書に依つても前記同居者等が被告人方から立出でたと云うに過ぎずして、該不在者等につき被告人が其の帰来を期待しなかつたか否かについては、全然触れても居ないし、亦之を認むる証拠とはならないのである。従つて補強証拠等称せらる可き性質のものではないと確信するものである。前掲憲法第三十八条第三項に於て「何人も自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には有罪とされ、又は刑罰を科せられない」とある規定の精神から観て、何でも彼でも被告人の供述（自白）

被告人　孫　天　一

以外の他の証拠さえ列挙さえすれば補強証拠となり、従つて自白が証拠となると謂うが如きものではなく、本件の如く不在者の帰来を被告人が期待して居たか否かが争点である場合には、此点に関するものたるを要するものと解すべきで、左もなくば名を補強証拠に藉りて前示憲法第三十八条第三項は有名無実に帰せらるるからである。

以　上



昭和二六年(あ)第六七〇号

弁護人本郷雅廣の上告趣意

本件第一審裁判所（福岡地方裁判所行橋支部）は

「被告人はその世帯員であつた同居人安原順七外六名が何れも昭和二十三年十二月末頃迄行先不明になり実在しなくなつたのでこれ等に対する主要食糧の配給停止手続をしなければならないのにこれをなさず恰も実在する様に装い昭和二十四年一月八日から同年五月四日迄十三回に亘り食糧公団下城井配給所から同所係員を欺きこれ等のものに対する配給名下に主要食糧合計白米その他三四三・九キロを騙取したものである」と認定し

証拠として

一、司法警察員並に検察官に対する被告人の供述調書

二、谷本政嘉提出の始末書

三、証人長瀬五郎の訊問調書

四、押收の松本天一名義の食糧購入通帳

を列挙して居る。

而して右列挙中の被告人の司法警察員巡査上野正夫に対する供述調書には

(1)　実は昭和十九年四月上旬頃より田川郡船尾より現住所に転入しました当時椎田町成吉組下請として河川工事等をして居りました頃同居人として1南在天当三十九年、2河斗永当三十三年、3安原順七二十三年、4午田五郎二十九年





被告人　松本天一こと　孫天一

5金海水二十五年、6南鳳植三十六年、7朴福夫、8李吉夫二十九年の八名が居りましたのでありますが、昭和二十三年一月頃より一人去り二人去りして私方を転出証明書も持たずに出て行つたので現在何処に行づて居るかさつぱり知りませんが八人の内南鳳植一人丈けが現在私方に同居者になつて居りますが残り七名は去年の暮頃より同居しては居りません。不在の七人は当然世帯主である処の私が役場の方に配給停止の手続を取るのがほんとうですが本人達が何時証明書を取りに来るかも知れないし私方も食糧に相当困つて居りましたので悪いということはよく知つて居りましたが実際は行先不明になつて居ります安原順七外六名と同居して居る様に食糧配給所や役場の人に見せかけて安原順七外六名の名義にて昭和二十四年一月八日分より昭和二十四年五月十五日分迄前後十三回に渉り只今私が差し出しました受配明細書の通り食糧配給公団下城井村配給所の人達をだまして食糧を不正に配給を受けましたのであります。

とあり。

右に依れば被告人方世帯員であつた南鳳植以外の前記七名は昭和二十三年一月頃より一人去り二人去りして被告人方を出たが其際転出証明書を持たずに出て行つて現在（昭和二十四年五月十二日、供述調書作成日）では何処に行つて居るか被告人はさつぱり知らぬが本人達が何時証明書を取りに来るかも知れぬし一方被告人方では食糧には相当困つて居た際でもあつたから右七名の食糧の配給を受けたと謂う意味であつて換言すれば前記七名は次々に被告人方を出ては行つたが出る際転出証明書を持つて行かぬので尚同人等の所在を被告人こそは知らぬのであるが何時何時右の証明書を取りに来るかも知れぬ為めに役場や配給所に配給停止の手続をしなかつたのであるし斯くて此間の同人等の食糧は同人等が証明書を取り来た際同人等に渡す等すべきであろうが偶々被告人方では食糧不足の際であつた為め自家の食用に供したと謂う意味であつて要するに被告人としては前記七名につきては同人等の帰来を確信して居たことを証明するに充分であり従つて犯意を欠ぐもので詐欺の意思ありとは謂えぬ筋合であり原判決引用の被告人の検察官に対する供述調書には右警察員に対する





供述調書を読聞けられ之を肯定した以外該供述調書に反する記載はないのである。否な右に依れば被告人には詐欺の意思のなかつたことが充分証明されて居るのである。

然るに原審福岡高等裁判所では右被告人の警察員に対する供述調書につき

第二点（判決理由のくいちがい）について

警察員に対する被告人の供述調書のうちに「本人たちが何時転出証明書を取りに来るかも知れないし」との記載があることはまことに所論のとおりであるが同調書には右の記載に引きつづいて「私方も食糧に相当困つて居りましたので悪いということはよく知つて居りましたが実際は行先不明となつて居ります安原順七外六名を同居して居る様に食糧配給所や役場の人に見せかけて云々」の記載がある。そして右前段の記載と後段の記載とはその趣旨において必ずしも一致しない事項を含んでいるのであるが若し被告人の供述の趣旨の重点が右前段記載の趣旨にあるのであれば右後段記載のように「私方も食糧に相当困つて居りましたので悪いということはよく知つて居りましたが云々」の供述がなさるべきいわれがない点にかんがみ被告人の供述の趣旨の重点は右前段記載の趣旨にあるのでなくしてむしろ後段記載の趣旨であることを窺い知ることが出来るのみならず原判決も右前段の記載に重きをおかずして後段記載の趣旨をとつて証拠としたものであることは原判決の判文全体の趣旨に徴して明白であるから原判決に所論のような理由のくいちがいがあるものとは認められない。

と説明して居るが被告人の右供述中に原審の謂うが如き矛盾する趣旨があるか否か原審の説明する、

「本人たちが何時転出証明書を取りに来るかも知れない」と謂う語と「私方も食糧に相当困つて居りましたので悪いということはよく知つて居りましたが実際は行先不明となつて居ります安原順七外六名を同居して居る様に食糧配給所や役場の人に見せかけて云々」と語が其趣旨に於て毫も矛盾するところはない。是等両語については曩に本書第二葉裏より第

三葉前段に亘り説明した通りに解釈すべきが妥当と確信するのみならず「右私方も食糧に云々」とあるは不在者の食糧は本来同人等に帰属（配給を受くる料金の支払は被告人がしても不在者の受く可きものであるから）せしむべきものであるから其料金を被告人が支払つたからとて被告人の方で勝手に処分する訳に行かぬことは被告人もよく承知して居るのであるから自己の食糧に充てることが悪いと謂う意味を説明したと観る可きであるし其他如何様に観ても此の語が被告人に於て不在者の帰来を期待し居らずとか不在者の所在が不明になりきつた等の趣旨を包蔵して居るとは絶対に解されぬのである。

尤も右供述中「行方不明となつて居りました」と謂う語はあるが之れは同供述中前記……「の八名が居りましたのであります」が昭和二十三年一月頃より一人去り二人去りして私方を転出証明書を持たずに出て行つたので現在何処に行つて居るかさつぱり知りませんが」なる語と対照すれば右両語は被告人に於て不在者七名の現在の所在場所を知らぬと謂う意味を表明したに過ぎぬものと解すべきで、行方不明になつて終つた等決して解すべきでないことは前記「何時証明書を取りに来るかも知れぬ」と謂う語に照し明白と信ずる。

尚原審判決引用の証拠中前掲被告人の供述以外に証拠なきところ被告人の供述中不在者の帰来につきては被告人としては何時証明書を取りに来るかも知れぬしと謂い只管其帰来を期待こそすれ帰来せぬと信じて居たとの証拠は全然ないのであるから本件受配は詐欺を構成せぬと信ずる。

原審が若し被告人の供述中前掲所謂後段中の「実際は行先不明となつて居ります」なる語を以て被告人に不在者の帰来につき、帰来せぬと信じ居たりとの証拠としたとするならば夫れは明かに

貴最高裁判所昭和二十四(れ)第一一六八号昭和二十四年十二月十二日第三小法廷の判決――行方不明になつてしまつた者を恰も帰来するかの如くして配給を受ける場合にあらざれば詐欺の犯意ありとは謂えぬとして判決された趣旨に反したものである――蓋し行方不明になつてしまつたと謂うは只単に行先が判らぬとか行先を知らぬと謂うのとは意味が異り捜しても皆目見当さえつかぬとか、又不在となつた後相当年月を経過した等に依り始めて謂い得ることで本件の如き只仕事を見付けるとて出た丈けで捜せば容易に判るが捜す必要がない為めにそれをせず従つて所在が判らぬのであり殊に去つてから多くの日子も経つて居ない場合に行方不明になつて終つたと謂えぬのは当然と思うからである。原判決挙示の証拠では右貴庁判決には添わぬ。

以上要するに原判決は証拠の解釈取扱に於て実験則を無視し従つて証拠なくして犯罪を認定した違法があり（刑訴第三五条違反）又最高裁判所の判例と相反する判断をしたものであるから破棄さる可きものである。

以　上

昭和二六年(あ)第七一〇号

決定

本籍　京都府乙訓郡久世村字築山小字若宮本七

住居　同府同郡同村同字小字高正寺一の二

農業協同組合参事　北川兼七　明治四二年六月二三日生

右に対する詐欺被告事件について昭和二五年一二月九日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人野呂清一の上告趣意（後記）第一点は憲法違反を云為するけれど、原審は所論被告人の自白は任意になされたものであることを認定しているのであり、当審もまたこの認定を肯定する。されば所論はその前提を欠くものというべく、同第二点は事実誤認の主張であり、同第三点は量刑不当の主張であり、結局いずれも刑訴四〇五条の上告理由に該当しない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二七年五月二九日

五月二九日決定　昭和二六年(あ)第七一〇号

一

五月二九日決定　昭和二六年(あ)第七一〇号

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　岩　松　三　郎

裁判官　沢　田　竹　治　郎

裁判官　斎　藤　悠　輔



昭和二六年(あ)第七一〇号

弁護人野呂清一の上告趣意

被告人北川兼七

第一審（原審）判決は被告人は安本千鶴子外参名の家庭用米穀通帳が手許に置去られたまま保管してゐるのを利用し、安本千鶴子より主食配給の委託を受けた様に装い配給所員を欺き受配名下に、昭和弐拾参年壱月弐拾日より同年六月壱日迄の間前記通帳を食糧公団京都府支部久世村配給所員に其の都度呈示して同所員を誤信せしめて主食類を騙取したものであると認定している。

一、訴訟手続に法令の違反があつて其の違反が判決に影響を及ぼすことが明らかである。

原審判決は司法警察官巡査部長牧野金二作成に係る被告人の聴取書を証拠として居るが、該聴取書は一件記録に明かな如く被告人は極力強制に依る自白なる旨主張して居るに拘らず、原審は其の供述の任意性につき充分なる取調を為さずして之を証拠に採用している。之は憲法第参八条第壱項及刑事訴訟法第参壱九条に違反し証拠とすることが出来ないものを証拠として居る違法がある。

一、事実の誤認があつて其の誤認が判決に影響を及ぼすことが明かである。判決摘示に被告人が安本から主食配給の委託をうけたように装つて云々とあるが、斯る証拠は全くないのみならず寧ろ被告人が安本千鶴子等の家庭用米穀通帳を入手したのは、久世村役場の配給事務所員木村齊三の依頼に依るものであること、該通帳に依る主食類の配給は久世村配給所の事務整理上の督促の下に受配したものであることは、証人木村齊三等の証言が之をして居り、且被告人に不正受配の意思がなかつたことは、被告人の法廷に於ける供述の通りであります。然るに原判決が昭和弐拾参年壱月八日及び拾参日の受配分のみを無罪とし、其の後の分を詐欺罪であると認定して居るが併し、被告人は其の後の受配に付一切関与せず被告人

の妻子が配給所よりの督促により勝手に配給を受けた旨弁明して居るに拘らず、弁護人申請の被告人の妻北川キクエの取調もせず又被告人の命により依妻子が安本千鶴子名義の主食の配給を受けたものであるとの証拠も全くありません。

右は明かに虚無の証拠に依り犯罪事実を認定した誤りあるか、若しくは著しく事実の誤認あるものと認めざるを得ないのであります。次に本件記録を通じ原判決が不正受配として認定した期間、安本千鶴子一家が正規の手続に依り主食の配給を受けていたか如何か全く不明であります。恐らく安本は飯場を転々して生活しているので正式の配給を受けていなかつたと想像することが出来るのであります。然らば被告人が二重配給を受けたものではなく久世村役場配給係木村齊三の依頼に依り、正当に安本の家庭通帳を預り、同人の為めに被告人の妻子が本件配給物を保管していたものでありまして、詐欺罪としての法益侵害の事実なく仮りにありとすれば被告人妻子が前記配給物を家族の為費消した横領罪を以て所断すべきであります。此の点に於ても事実の誤認あることは明瞭であります。

一、量刑著しく不当である。

不正受配と認定せられた精米は壱石余で、而も其の受配たるや前述の如き経過を辿つたものでありまして、最初から私腹を肥やす為の悪意のある犯行ではありません。

記録の一部に被告人が村会議員である地位を利用し村役場配給係を威圧して本件犯行に及んだ如き気配を感ぜられる様でありますが、之は検察官が左様な色目で証人木村齊三の自由な証言を推察した質問の為めでありまして、全く左様な事実はありません。

要するに被告人一家が当時の配給量にては到底耐え得られなかつた為に、擅に安本の為保管していた配給主食を消費をしたものであります。従つて被告人に懲役壱年執行猶予五年は重さに失すると言わなければなりません。

以　上



昭和二六年(あ)第七三二号

判　決

本籍並住居　愛知県知多郡師崎町字大井小浜六番地

漁　業

丹　羽　康　夫

大正一五年四月二二日生

本　籍　愛知県知多郡常滑町字保示六二番地

住　居　同県同郡同町字山方一二八番地

漁　業

松　名　瀬　明

昭和四年一一月二一日生

右両名に対する窃盗被告事件について昭和二六年一月一七日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し被告人両名の原審弁護人橋本福松から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人松名瀬明の負担とする。

理　由

被告人丹羽康夫、松名瀬明の弁護人小泉英一の上告趣意について。

五月二九日判決　　昭和二六年(あ)第七三二号

五月二九日判決　　昭和二六年(あ)第七三二号

第一点　記録によると第一審判決は所論の事実を認定するについて両被告人の公判廷における自白と賍品の存在を証拠として挙示しているのであるから、各被告人の自白は相被告人の自白と賍品の存在によつて補強されているのである。そしてこれらの証拠を綜合すると右の如き犯罪事実を認定することができるのであるから、第一審判決には所論の如く被告人の自白のみで有罪としたり、虚無の証拠によつて事実を認定したりした違法はないのである。従つて所論憲法違反の主張はその前提を欠き採用し得ない。

第二点　被告人の冒頭陳述が事実認定の証拠となることは当裁判所の判例とするところであるから（昭和二五年(あ)第二四九〇号同二六年七月二六日第一小法廷判決、判例集五巻八号一六五二頁参照）論旨はとるを得ない。

第三点　論旨は刑訴四〇五条の上告理由に当らない。しかも第一審判決の事実摘示に徴し、所論の物件は他人の所有物たることは明白であるからこれをその被害者に還付すべきは当然のことである。第一審判決には所論の如き違法もないのである。

第四点　論旨は量刑不当の主張で刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべき事由は認められない。

被告人松名瀬明の弁護人溝口喜方の上告趣意について。

論旨は総て刑訴四〇五条の上告理由に当らない。所論引用の当裁判所の各判例は今これを変更する理由は認められない。しかも記録によると第一審第一回公判において、裁判官は被告人等に対し、可なり詳細な質問をし被告人等の応答を得ているが、その質問は被告人等が公訴事実を全部認めた後に行われたものであり、その内容も多数の公訴犯罪事実につき、被告人等の右自白を逐一確かめることを主としたもので、所論の如く、裁判官が予断をもつて一方に偏した心証を形成しつつ審理を進めたものとは到底考えることができない。





従つて所論の見解を是認しても、刑訴四一一条を適用して原判決を破棄すべきものとは認められないのである。

被告人松名瀬明の上告趣意について。

論旨は寛大な処分を願うもので刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用して原判決を破棄すべき量刑不当の事由も認められない。

よつて刑訴四〇八条、一八一条一項により主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年五月二九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　岩松三郎

裁判官　田治竹郎

裁判官　沢田悠斎

裁判官　藤輔



五月二九日判決　　昭和二六年(あ)第七三二号

昭和二六年(あ)第七三二号

被告人　丹羽康夫
同　松名瀬英一

弁護人小泉英一の上告趣意

第一点　原判決は虚無の証拠によりて事実を認定し、適法なる法律手続によらずして科刑したものであるから憲法第三十一条に違反する。原判決の是認せる第一審判決中第三の(四)は、被告人両名は共謀の上「昭和二十四年五月初旬頃、三重県四日市港に在りたる氏名不詳者所有の漁船内に於て、氏名不詳者所有のバッテリー一個（証第一号）を窃取し」と事実を認定し、証拠として、被告人両名の当公廷の供述、一、判示第三の(四)につき押收にかかるバッテリー一個（証第一号）の存在を挙示して居る。

凡そ窃盗罪は他人の所持を侵害することが構成要件である。判示事実は「氏名不詳者所有の」と判示して居るが、果して何人かの所持にあつたとの証拠は原判決挙示の証拠中には全然存しない。

被告人が盗んだと供述したにしても事実上他人の所持内にあらざるときは、占有離脱の状態にあるか又は放棄された物かである。放棄されたのであれば無主物である。若し、客観的事実がその何れかであつたときは、被告人がたとひ窃つたと供述しても窃盗罪は成立しない不能犯であるか、又は未遂犯である。しかのみならず被告人が窃んだとの供述は憲法第三十八条に所謂自己に不利益な唯一の証拠でしかあり得ない、この外に何人かの所持にあつたとか、又は窃んだとかの傍証がなくては有罪とすることはできない筈である。押收のバッテリーは右窃盗の補強証拠とはならない。蓋し他人の所持して居たものであることは構成要件であるからその証拠がない以上は、たといバッテリーが存在して居てもやはり占有離脱物か、又は無主物かのいずれかであつて、窃盗罪の証拠にはなり得ないのである。即ち原判決は虚無の

証拠により事実を認定し、違法の手続によつて科刑したものであるから憲法第三十一条に違反する。

第二点　原判決は虚無の証拠によりて事実を認定し、憲法第三十一条に違反する。

原判決は、第一審判決の事実認定及び証拠を是認した第一審判決は被告人丹羽康夫及び澤田澄夫、松名瀬吉五郎が共謀して昭和二十四年二月二十八日トワイシ網等を窃取した事実外三回、被告人丹羽康夫、沢田、早川三名共謀して昭和二十三年八月十六、七日頃マニラロープを窃盗した事実外二回、被告人両名共謀して昭和二十四年四月下旬バッテリー一個外五点を窃取した外三回の窃盗事実を認定し、証拠として被告人等の第一審法廷に於ける供述を挙示して居る。然るに第一審第一回公判調書を閲するに裁判官は刑事訴訟法第二九一条の事項を告げ、被告人これを自認した後被告人に対する尋問が行われ最後に証拠調がなされた旨の記載がある。しかし、刑事訴訟法第二九二条によれば第二九一条の手続が終つた後直ちに証拠調をなすことを規定して居る。而して刑事訴訟法は英米法とは異り、英米法の如きアレインメントに効果を認める制度を採らず被告の答弁の如何にかかわらず、証拠調に這入ることを規定する故に、刑事訴訟法第二九一条の告知は被告人に防衛権あることを告知する丈けのものであつて、これに対する供述は証拠にはならない。然らざれば証拠調前の検察官又は弁護人の陳述もまた証拠になるという結論になろう。即ち刑事訴訟法は証拠調に入つた以後に於ける証拠（被告人の供述を含む）が証拠力を有するものと解しなければならない。即ち原判決が証拠力なき被告人の供述を取つて事実を認定したことは虚無の証拠によりて事実を認定したものであり、適法な法律手続によらずして科刑したものであるから憲法第三十一条に違反する。

第三点　原判決は判決に影響を及ぼすべき法令の違反があり、著しく正義に反する。原判決は刑事訴訟法第三四七条第一項を適用して押収に係るバッテリー一個（証第一号）を被害者に還付する言渡をした刑事訴訟法第三四七条第一項は押収した賍物で、被害者に還付すべき理由が明かなものはこれを被害者に還付する言渡をしなければならないと規定して





居る。右第一点叙述の如く氏名不詳者の意思は明かでなく、また占有離脱物なりとせば、拾得者は法定の手続があり、無主物ならば犯罪を構成しない。即ち未だ還付すべき理由明かな場合ではないのである。然るに原判決がこれを被害者（被害者ありや否やが不明である）に還付するとの言渡をなしたのは違法であつて、判決に影響すべき法令の違背あるものであるから職権御調査を乞う。

第四点　原判決は量刑甚だしく不当であつて著しく正義に反する。

原判決は被告人丹羽康夫に対し懲役二月、同松名瀬明に対し懲役一月の実刑を科した、刑としては弊害多き短期刑であつて無意味なる刑であり不当である、その理由を左に説明する。

㈠　被告人両名は年若き純真なる漁民である。被告人丹羽は本籍地に於て尋常高等小学校高等科を卒業後家業たる漁業に従事し、十八歳の時戦時徴用を受け名古屋市三菱航空機工場の工員となり、昭和二十年二月兵役に服し、同年八月復員後漁業に従事し同二十三年十二月頃より松名瀬吉五郎方に同居し、その長男明と共に漁業に従事して居たものである。家には両親、兄弟等九人の家族あり（被告に対する司法警察員第一回供述調書）専心漁業に従事して居たが、本件当時松名瀬吉五郎方に於て働いて居た関係上、吉五郎の命ずるままに本件犯行に出たものであつて全く吉五郎の手足となつたに過ぎず、決して被告に悪性のあつたものではない、故に本件保釈後は痛く非行を後悔し現在両親の膝下に帰りその監督の下に、父と共に真面目に家業たる漁業に従事して更生の途を辿つて居り再犯の恐れは断じてないものである。

㈡　被告人松名瀬明は本籍地に於て尋常高等小学校高等科を卒業後常滑町伊奈製陶工場の工員となり、昭和二十年八月自宅に帰り爾後漁業に従事して居た。家には両親の外弟三人、妹四人の家族を擁するが父吉五郎は現在家出して家庭を顧みず行衛不明であつて、母は幼児を懐き一家の生計はかかつて年少被告人一人の細腕にかかつて居る。長男たる

被告は本件犯行も父の命により犯したことが主なる動機であつたが、其の後改悛の情顕著にして苦しい一家の生活をささえつつ一日も仕事を休むことなく働き、その更生振りに近隣の人皆感心して居る状況である。

(三) 本件被害品は殆んど被害者の許に返つて居り、被害は殆んどなきに至つて居る。窃盗罪は財産罪である以上は被害の大小有無は刑の量定上大に参酌せられるべきものである。

(四) 被告人両名は昭和二十四年五月十日の犯罪につき、同年六月六日鈴鹿簡易裁判所に於て懲役一年、但し二年間刑の執行猶予の判決を受けたことはある（被告人等に対する司法警察員供述調書）しかし爾後いずれも改悛して正業に従事し何等非難すべき素行はない。而して本件はいづれも右判決に認定せられた犯行より以前の犯罪行為である。

当時被告人丹羽が本件犯行を自白しなかつたのは、若し自白すれば共犯たる友人を罪することになり、その気の毒な情に堪えず黙して居たのであつて、友情に厚き被告の性格の片鱗とも見るべく敢て咎むべきものではない。

凡そ刑の執行猶予の制度は被告人の更生を目的とするものであつて、実刑を科するときは刑務所に入り他囚の悪感化を受けること多く、その弊害を除くために刑の執行を猶予して自主的更生をなさしめる制度たるは云うまでもない、殊に短期自由制に於てこの必要がある。殊に本件の最後の事実は昭和二十四年五月初旬であつて、曩の判決を受けた事実は同月十日の犯罪事実であるから本件はその事実より僅か数日前の事実である。故にこの関係は改正前の刑法の連続犯の関係にあるので、若し刑法改正前であれば当然公訴棄却されるべきものであつた。また今日に於てもかくの如き事案については須らく不起訴決定さるべきことが妥当であると考える。蓋しこれを起訴するときは、折角更生の途を辿らしめつつある執行猶予の裁判の効果を破壊し、刑事政策の目的に添わない結果を惹起するからである。

しかし既に起訴された以上は致し方もないが、かかる場合には原判決は執行猶予を付することが至当である。蓋し既に執行猶予の恩典を受け法の涙に感激して業務に専心し、近隣よりも賞讃せられつつある青年に対し懲役一月とか



二月と云う短期自由刑を科し刑務所に入れることは、刑務所内の同囚の悪感化を講習せしめるに等しく、折角更生の道を辿りつつある青年を闇黒の世界へ追いやるに等しい処分であると云わねばならない。のみならず曩の折角の執行猶予の判決の効果を破壊する結果を来すことになる。

故にかくの如き裁判を以て裁判の効果を破壊するという矛盾を避けるためには、本件もまた執行猶予の言渡あるべきことが至当であると思う。また法のゆるすところである。執行猶予後の犯行に執行猶予が与えられないことは言うまでもないが本件は執行猶予の判決以前の判決であつて、曩の執行猶予のあつた事実との間には併合罪の関係に立つものである。

かかる関係は旧法事件（甲）と新法事件（乙）との関係に於ても生ずる（何れも執行猶予の可能性ある場合に於て）この場合乙につき執行猶予の言渡しがあつたときは、甲につきても執行猶予の言渡をなすことを得るものと解せられる。

蓋し、併合審理する場合に刑の執行猶予の言渡ができる場合との権衡上からこのように解することを相当とするからである。而してこの場合には乙罪につきまず執行猶予の言渡があり、後に甲罪につき執行猶予の言渡がありても乙罪に対する執行猶予は取消すべきものでないこととなるべきである。右は昭和二十四年六月下旬最高裁判所に於て開催せられた、全国刑事裁判官会同に於てなされた質疑に対する同裁判所事務総局刑事局の回答であつて、全く当を得た意見と思料する。（裁判所時報昭和二十四年八月一日号所載参照。尚陪審事件と非陪審事件の併合審理に関する大審院昭和五年七月十七日判決、判例集九巻五一六五参照）この理論は本件の如き既に執行猶予を受けた事案と、その以前の行為との関係と全く同様の併合罪としての権衡上の根拠及び叙上の刑事政策的論拠より同一に解せらるべきものと思う。

右の理由により本件につき被告両名に対し執行猶予を付すべきに拘らず、これをなさなかつた原判決は量刑甚だしく不当であつて、著しく正義に反するものである。

以上いずれの理由によるも原判決は破棄を免れないものと思料する。

以　上



昭和二六年(あ)第七三二号

弁護人溝口喜方の上告趣意

一、原審には第一審訴訟手続に関する法令の違背を調査せず又調査したとしても之を看過した違法があり、それ等の処置は東京高等裁判所刑事第十一部、同第四部の判例に違反する。仍つて原審判決は破棄せらるべきものと信ずる。

先ず第一審訴訟記録によれば第一審裁判官は昭和二十四年七月十二日名古屋地方裁判所半田支部刑事法廷で、検察官列席の上第一回公判期日を開いた処、検察官の起訴状朗読後被告人等に対し刑事訴訟法第二九一条第二項、刑事訴訟規則第一九七条所定の事項を告げた上、被告人松名瀬明及び相被告人丹羽康夫に対し公訴事実を一つ一つ読み聞けた上で、その各公訴犯罪事実についてその犯罪の日時、場所、盗品の種類品目、盗賍の処分、被告人の犯行前、犯行後の行動等に関し逐一極めて詳細なる被告人訊問の後証拠調手続に入つたことが認められ、この詳細なる被告人訊問の後証拠調手続に入つたことが認められる。されば右の事実は第一審訴訟手續の経過に照して考うるならば、第一審裁判官が証拠調へ入る前に既に起訴状記載の犯罪事実が被告人等によつて犯されたものであるとの予断を持ちつつ、更に右の如き詳細なる被告人訊問により逐次動かすべからざる心証を形成して行つた事を推窺するに足るべく、而して、かような訴訟審理の結果被告人をして逐一公訴事実について自白せしめる結果となつたことを認めることが出来、第一審裁判官が原審判決に右自白を援用していることはその第一審判決に徴し明かなことであるから、第一審のかかる訴訟手続の結果被告人に極めて不利益に判決に影響を及ぼしたことが窺えるのである。

所で現行刑事訴訟法は相当徹底した当事者訴訟主義をとり、公判審理に当つては裁判所が予断を以て一方に偏重した

心証をもつて公判に臨むことを極度に警戒している。

刑事訴訟法第三〇一条には被告人の自白に関する証拠の証拠調の請求は、犯罪事実の他の証拠が取調べられたあとでなければ取調べを請求することができないと規定されてある。

本条の法意、現行法の精神に照して考うるときは証拠調の前に於ける被告人に対する詳細なる質問は、到底認容し得ないものであつて違法なる取調といわざるを得ず。而してかかる違法なる取調の結果判決に影響を及ぼしたことも亦明瞭である。而してかような瑕疵ある訴訟手続ある場合には、之を破棄すべきであるとすることは左記東京高等裁判所の判例の一貫して示されるところである。

言渡期日　裁判所

昭和二十四年十二月二十六日　東京高等裁判所第十一刑事部、高等裁判所刑事判決特報第十号四頁

昭和二十五年五月六日　東京高等裁判所第四刑事部、右判決特報十号二十一頁

昭和二十五年六月十九日　東京高等裁判所第十一刑事部、高等裁判所判決特報九号十四頁

しかしながら、御庁は曩に昭和二十五年十二月二十日大法廷に於て刑事訴訟法第二百九十一条による手続の終つた後「証拠調へ入る前に裁判官が被告人に対し、公訴事実について質問しても必ずしも違法であるとはいえない」とする判決を下されたのである。しかしながら右判決については「かかる審理は刑事訴訟に於て検察側の負うべき立証の責を被告人に転嫁せしめたものであつて、攻撃防禦の方法は当事者をして行わしめる刑事訴訟法の原則を否定し、結局検察側に偏重した手続となり公正な審理（Fair Trial）と言うことはできないものである。

なる程刑事訴訟法第二九八条二項には、裁判所は必要と認めるときは職権で証拠調をすることができるけれども、かように訴訟指揮権の濫用は許されないと言わなければならない。





憲法第三十一条が保障しているところは公正な裁判の手続、即ち審理によつて生命若くは自由が保護されると言うことであつて、単に刑罰それ自体が適正であるべきことを保障しているものではない。公正な裁判の手続こそ人権を擁護すべき裁判の目標として憲法が保障しているものである（一行略）されば本件の場合は結局被告人の防禦に実質的な不利益を生ずるものであつて、所謂被告人の実質的権利を害する手続（刑事訴訟法第二九五条参照）と言うべきであるから、たとえ刑事訴訟法第四〇五条に当らないとしても、同法第四一一条に言う判決に影響を及ぼすべき法令の違背があつて原判決を破棄しなければ、著しく正義に反する場合に当ることは極めて明らかであるというべきである」とする裁判官栗山茂、裁判官藤田八郎の少数意見があつたのである。従つて上告人は右の少数意見を支持するものである。

従つてかかる瑕疵ある第一審訴訟手続を適法なるものとした原判決は当然違法を包含するものであり、破棄せらるべきものであると信ずる。

若し御庁が昭和二十五年五月十八日第一小法廷にて判示された「刑事訴訟法第三九二条第二項の規定は任意職権調査事項であるから、高等裁判所が控訴趣意書に包含されない事項について調査をしなかつたからと言つて、違法であると言うことはできない」とする判決を維持せられ、更に又「控訴趣旨として主張せず、かつ原判決中に判断を加えていない事項に関する主張は、上告の理由として許されない」とする昭和二十五年五月二日第三小法廷判決を維持せられるものとすれば、上告人は右各判例は変更せらるべきものであると信ずる。

若し刑事訴訟法第三百九十二条第二項は任意的職権調査事項であるから、控訴人が控訴趣意書に記載せず申立もしていない事項については調査するも、調査しないのも任意であると解するならば、御庁の前記判例は変更せらるべきものであると信ずる。

成程新刑事訴訟法は第一審集中審理主義を採用し控訴審は第一審判決の事実の認定、法律の適用の当否を審査する事

後審であることは明らかである。しかして控訴審は法律審であると共に事実点をもひろく審査する事実審である。ただ第一審中心主義をとつた結果、事後審の事実認定の基礎となる資料は第一審判決当時の訴訟資料のみであり、なまの事実が直接に問題となるのではない、このことから控訴申立の理由も幾多の制限を余儀なくされている。しかし一個の犯罪の一部だけについて上訴することは許されないし、勿論事実の認定、法令の適用、刑の量定、訴訟手続の違反などについてこれを分離して上訴することもできない。唯上訴申立の理由としてはこれ等のある点だけを取りあげるわけであるが、それは一部上訴ではないし上訴申立の理由とされなかつた部分が確定するのではない。

思うに前記判例が現刑事訴訟法施行下に於ける上訴審に及ぶところの荷重の極端なる負担を軽減することに目的を置く、所謂訴訟経済を理由とし且、第一審集中審理主義の訴訟構造をとつた事に因るものであると推察することができる。

勿論訴訟経済と言うことも公共の福祉の重要なる一要素として軽視できないものであることは明らかであるし、公共の福祉は被告人の利益の不当なる主張によつて制限されてはならない。公共の福祉と基本的人権との相互の調和は刑事訴訟法の運用上極めて困難な問題であり、且極めて微妙な問題であるが各々内在的な限界があることを忘れてはならない。全体の利益と国家の便宜と訴訟技術の簡易化を追求するの余り、個人の利益を不当に制限することは許されぬ所である。仮りに第一審又は原審に存する瑕疵を弁護人の不注意により控訴申立事項中より遺脱した事を理由に、もはやそれは攻撃し得ざるものであるとせられるならば、それは幾多の不合理を招来する。

一つ、上訴制度の本旨とするは刑事司法作用の公正なる運用を担保することにある。無論この事は現行の刑事訴訟制度が第一審重点主義をとつた結果、第二審に於て事後審をとつたことと毫も矛盾することはない。ただ若し右判示の如き理論によるときは判決確定前と雖も控訴人の当然得べかりし利益を失う結果となる。従つて上訴制度を設けた本旨を没



却することとなると考える。もう一つは右の理論を採用するときは原審に存した訴訟手続の瑕疵も上訴人に於て攻撃せざるに於ては、その違法によつて無効となつた手続の瑕疵も治癒されることとなる。強行規定に違反するときは、それが如何に当事者による異議のない場合に於てもそれは飽く迄も無効であつて、当事者の問責の抛棄の有無に関しない。

学説上手続維持の原則を主張する者（団藤教授）も右の場合には一貫して無効であつて、それは治癒せらるべきものではないとせられるのである。然るに右判示の理論によるときは如何に第一審手続に瑕疵があつても、それは控訴審以後で気付いたとすれば、もはやその違法は攻撃し得ないものであると言うことになる。之は明らかに現行法上許容されていない責問権の抛棄を認めるものであり、当事者処分権主義を採用するものに外ならない。

しかして現行法が当事者訴訟主義を相当徹底して大幅に採用したことは認めるに難くないが、訴訟物の処分まで認める趣旨ではなく、矢張り刑事訴訟は全体と個人との争訟の解決を目的とするものであるから、そうした本質的制度からその本旨とするところは職権主義、実体的真実主義である。これらの事は現行法の精神や規定の構造に照し明らかである。

若し仮りに前記御庁判例中刑事訴訟法第三百九十二条第二項は任意的職権調査事項を規定したものであり、それを調査しなかつたからと言つて必ずしも違法ではないとする御庁判例をそのまま維持せられるとしても、少くとも「控訴審において控訴趣旨として主張せず、且つ原判決中に何等判断を加えていない事項に関する主張は上告の理由として許されない」とする御庁判例の変更せらるべきことを主張するものである。

以　上

昭和二六年(あ)第七三二号

被告人　松名瀬　明

被告人の上告趣意

窃盗被告事件に付いて、既定判決に対しては御寛大なる御処置に預かつたと思つて居りますが、私の家庭は極めて貧困で父は行先不明で、母は病身の上三才、六才の幼児を加えて、私には五人の妹がありますが、働く者は私一人で外には働く者がありません。若し受刑等あつた場合一家は忽ち生活して行く事が出来ません。実際に於て私も前非を悔い心を入れ替え誠心誠意労務に精励して居ります。今後は必ず悪い事は致しませんから格別を以て尚一層の御恩典を蒙りたく上告に及びたる次第であります。

以　上

昭和二六年(あ)第五〇三一号

決　　定

本　籍　広島市己斐町七六番地
住　居　同市福島中町一組
土木人夫
卓斗京こと
山　崎　卓　二
大正一〇年一一月二日生

右の者に対するたばこ専売法違反被告事件について昭和二六年一〇月九日広島高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　　文

本件上告を棄却する。

理　　由

弁護人末国雅人の上告趣意（後記）は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（そして、原判決は本件没収品を共犯者松原某の所有と認めたものと解され且つ共犯者の所有品は没収し得るのであるから、法律の解釈適用に誤りは認められない。）よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年五月二九日

五月二九日決定　　昭和二六年(あ)第五〇三一号

五月二九日決定　昭和二六年(あ)第五〇三一号

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎藤悠輔

裁判官　沢田竹治郎

裁判官　真野毅

裁判官　岩松三郎

二



昭和二六年(あ)第五〇三一号

卓斗京こと

被告人　山崎卓　二

弁護人末国雅人の上告趣意

第一点　原判決は法令の適用を誤つている。即ち原判決は被告人に対し被告人がたばこ製造用器具機械、葉たばこ等を所持していた事実を認定し、これに対し懲役四月の実刑を科した上、右器具機械及び葉たばこ等を没収する旨の言渡をされた、然し原審に於ける公判調書中の被告人の供述記載によれば、右物件は被告人の所有に属するものに非ず、松原某なる者が被告人宅へ置いて行つた事実が認められる、そうするとこれが所有権は松原某にあることになり直ちに被告人よりこれが没収をなした原判決は刑法第十九条第一項第二号の解釈を誤つたものである。

以上

昭和二五年(あ)第二三三七号

判　決

本籍並びに住居　千葉県東葛飾郡木間ヶ瀬村木間ヶ瀬六〇九七番地
農兼県会議員　逆井隆二
明治二四年六月二六日生

本籍並びに住居　同県野田市野田三四七番地
薬剤師　茂木長次郎
明治三七年七月二日生

本籍並びに住居　同県同市同四八〇番地
無職　関根保次郎
明治二三年五月一〇日生

右衆議院議員選挙法違反被告事件について昭和二五年八月四日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人等から上告の申立があつたが、本件公訴にかかる犯罪（衆議院議員選挙法一一二条の罪）については、昭和二七年政令第一一七号大赦令により大赦があつたので、検察官の意見を聴き、刑訴四一一条五号、四一三条但書、三三七条三号により裁判官全員一致の意見で次のとおり判決する。

五月三〇日判決　昭和二五年(あ)第二三三七号

五月三〇日判決　昭和二五年(あ)第二三三七号

第一審判決中の各被告人関係部分及び原判決を破棄する。

各被告人を免訴する。

昭和二七年五月三〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一

裁判官小谷勝重は出張につき署名押印することができない。

裁判長裁判官　霜山精一





昭和二六年(あ)第二六八七号

判決

本籍　北海道網走郡美幌町字田中一〇三一番地

住居　北海道常呂郡常呂村本通り

保険会社員　吉田実

大正一〇年四月一三日生

右衆議院議員選挙法違反被告事件について昭和二六年四月一二日札幌高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたが、本件公訴にかかる犯罪（衆議院議員選挙法第一一二条第一項の罪）については、昭和二七年政令第一一七号大赦令により大赦があつたので、検察官の意見を聴き、刑訴四一一条五号、四一三条但書、三三七条三号により裁判官全員一致の意見で次のとおり判決する。

第一審判決中有罪部分及び原判決を破棄する。

被告人を免訴する。

昭和二七年五月三〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一

五月三〇日判決　昭和二六年(あ)第二六八七号

五月三〇日判決　　昭和二六年(あ)第二六八七号

裁判官小谷勝重は出張につき署名押印することができない。

裁判長裁判官　谷村唯一郎

裁判官　霜山精一



昭和二五年(あ)第一二二六号

## 決定

本籍　東京都港区芝新堀町三七番地
住居　同都同区芝西久保巴町四七番地

輸タク操車員
北出一雄
昭和四年四月二日生

右被告人に対する強盗傷人被告事件について昭和二五年四月一一日東京高等裁判所の言渡した判決に対し原審弁護人渡辺八左衛門から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

## 主文

本件上告を棄却する。

## 理由

弁護人渡辺八左衛門の上告趣意について。

弁護人は憲法三一条違反を主張するけれども、その実質は刑訴法違反の問題であるから論旨は同四〇五条の上告理由に該当しない。次に同四一一条の問題として審按するに在監者に対する送達は監獄の長にすることを要することは刑訴五四条により準用される民訴一六八条により明らかである。ところが記録編綴の起訴状謄本の送達報告書の記載によると本件起訴状謄本は警視総監宛（但し蔵前警察署在監という附記がある）に昭和二四年二月二八日千代田区霞ヶ関一ノ一ノ一警視庁刑事部押送係において巡査山本春喜により受領されているのである。そして右警視総監は当時被告人が留置されていた代用監獄

昭和二五年(あ)第一二二六号

弁護人渡辺八左衛門の上告趣意

(一) 原審判決ハ憲法第三十一条ニ違反シテナサレタ不法ガアル。

上告人ハ昭和二十四年二月二十三日東京地方検察庁検事沼里運吉ニヨリ起訴セラレタノデアルガ其後二ケ月ヲ経過スルモ遂ニ起訴状ハ上告人ノ許ニ送達セラレナカツタ。

従ツテ本件公訴ハ無効ニ帰シ棄却セラル可キモノナルニ拘ハラズ原審ガ上告人ヲ有罪ト判決ヲシタ事ハ憲法第三十一条ニ反シ法律ノ手続ニヨラズシテ刑罰ヲ科セラレタ違法ガアル。

本件公判調書(第一審)ニ付テ見ルニ起訴状謄本三通ガ警視総監宛ニ起訴後二ケ月以内ニ送達サレタ事ハ認メラレル。

控訴裁判所ハ其ノ判決ニ於テ警視総監ハ警察署ヲ指揮統轄シテ居ルモノデアルカラ留置場ノ長デアル当該警察署長ヲ差シ置キ警視総監ニナサレタ送達ヲ以テ適法ナルモノト判断シテ居ルガ法ハ「在監者ニ対スル送達ハ監獄ノ長ニ之ヲ為ス」ト規定シテ居ル、従ツテ当時上告人ハ蔵前警察署ニ留置セラレテ居タノデアルカラ蔵前警察署長宛ニ送達セラル可キモノデアル、控訴裁判所ノ見解ニ従ヘバ刑務所長ニ送達セズシテ法務総裁ニ送達スルモ可ナルガ如クデアル、而シテ警視総監宛ニ送達サレタ起訴状謄本ヲ警視庁押送係ガ上告人ガ在監スル蔵前警察署看守係巡査三留英伍ニ伝達シ同人ハ上告人ニ之ヲ示シ読聞ケタ上上告人ノ承諾ノ下ニ保管シタト認定シテ居ルガ(上告人及相被告共読聞ケノ事実ヲ否認ス)起訴状謄本ノ送達アリタル上ハ起訴セラレタ者ニ手交シ防禦ニ遺憾ナカラシメナケレバナラヌ。

刑事訴訟法第五四条ニヨレバ民事訴訟ニ関スル法令ノ規定ヲ準用スルガ公示送達ニ関スル規定ハ除カレテ居ル趣旨ヨリ





五月三一日決定　　昭和二五年(あ)第一二二六号

たる蔵前警察署留置場の長ではなくその長は当該警察署長であることは明らかであるから蔵前警察署留置場に在監する被告人に対し本件起訴状謄本を送達するにあたり監獄の長たる右警察署長宛とすることなく警視総監宛としたことは違法たるを免れない。しかし原審の確定した事実によると被告人に対する本件起訴状謄本は前記のように警視庁刑事部押送係において巡査山本春喜が受領した後被告人が在監する蔵前警察署看守係巡査三留英伍に伝達され同巡査はその頃被告人に対し弁護人の選任通知書とともにこれを示し且つ読み聞かせた上被告人承諾の下に改めて被告人のため、これを保管していたというのであつてかかる場合には被告人に対する起訴状謄本の交付があつたものと認められるのみならず記録を精査して本件弁論の経過をみても起訴状謄本の送達が警視総監宛となつていたため被告人の防禦権が害されたと認むべき何等の事迹はないので ある。然らば原判決を破棄しなければ著しく正義に反するとは認められないから、本件につき四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年五月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

裁判官小谷勝重は出張につき記名押印することができない。

裁判長裁判官　霜山精一

見レバ本人ニ直接送達ノ事実ノ存スル事ヲ法ハ定メテ居ルノデアル。

被告人ニ対シ確実ニ起訴ノ事実内容等ヲ知ラシメズシテハ被告人ノ防禦権ノ保護ハナシ得ナイ、実ニ重大ナ利害関係ヲ有スルノデアル、在監者ノ送達ハ特別ノ場合ノ規定デアツテ厳格ニ法ノ定ムル方式ヲ遵守スベキデアル、警察法第一条ニ「イヤシクモ日本国憲法ノ保障スル個人ノ自由及ビ権利ノ干渉ニワタル等ソノ権能ヲ濫用スルコトトナツテハナラナイ」ト規定サレテ居ルニモ拘ハラズ適法ノ措置ヲ採ラナカツタノデアル控訴裁判所モ判決中ニ於テカカル措置ハ適切ナ取扱トハイウヲ得ナイト述ベテ居ルガ実ニ単ニ一回読ミ聞ケタルノミニテ其ノ内容ヲ知スル事ハ出来ナイ、殊ニ留置場ニ留置サレテ居ルト云フ異状ノ状態ニアツテハ尚更ノ事デアル、此ヲ以テ適式ノ送達アリトナス事ヲ得ナイ、一応弁護権防禦権ノ行使シ得ル状態ニ被告ハ置カレナケレバナラヌ。

人権ニ付テ重大ナル関係ヲ有スルガ故ニ起訴状謄本ノ送達ヲ法ハ規定スルノデアツテ送達ノ其ノモノモ又ソノ方式ヲ法ガ定メテ居ルノデアツテ之ノ法ノ定メル処ニ従ハナケレバナラヌ事ハモトヨリ謂フヲ俟タナイ。

控訴裁判所ニ於テ認定シタ事実ヲ（上告人ハ起訴状ノ送達読聞ノ事実ヲ争ツテ居ルガ）以テシテモ之ハ偶然ノ機会ニ上告人ガ起訴状ヲ一読シタ事ト何等変リナク法律ノ定ムル処ヨリ送達手続ガ行ハレナカツタノデアルカラ卽チ法律ニ定メラレタ手続ニヨラズシテ科刑サレタ事ニ帰スル。本件ハ憲法第三十一条ニ違反スルモノデ破毀サル可キモノデアル。

以上



二

昭和二五年(あ)第二五七七号

決定

本籍　川口市本町一丁目一一四番地

住居　同市元郷町一丁目一二七〇番地

無職

高瀬光男

大正七年九月二六日生

右の者に対する窃盗被告事件について、昭和二五年八月一〇日東京高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人江沢義雄の上告趣意第一点について。

しかし、所論被告人の司法警察員に対する供述が強制によるものであるという事実は、これを認むべき何らの証拠もないから、論旨は、総べて、その前提を欠き、採るを得ない。

同第二点について。

論旨は、事実誤認を前提とした法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条に当らない。

なお、記録を調べても、本件につき、同四一一条を適用すべき事由は認められない。

五月三一日決定　昭和二五年(あ)第二五七七号

五月三一日決定　　昭和二五年(あ)第二五七七号

よつて、同四一四条三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和二七年五月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

裁判官　霜山精一

裁判官小谷勝重は出張につき記名押印することができない。

裁判長裁判官



昭和二五年(あ)第二五七七号

被告人　高瀬光男

弁護人江澤義雄の上告趣意

第一点

本件被告事件ニ付テ、第一審裁判所ガ証拠トシテ採用シタ被告人ノ被疑者トシテノ弁解錄取書及供述調書ハ強制ニヨル自白デアツテ、任意ニサレタモノデナイコトハ第一審裁判所第二回公判調書ニヨツテ之ヲ認メルコトガデキル。従ツテ右ノ弁解錄取書及供述調書ハ証拠トスルコトハデキナイモノデアル。然ルニ原審ハ之ヲ証拠トシテ採用シタ第一審判決ヲ是認シテ居ルガ、コレハ刑事訴訟法上ノ採証ノ法則並ニ憲法第三十八条第二項ニ違反シタモノデアル。

第二点

本件ニ付テ被告人ト共同被告人田中友治トガ共犯デアルトシテモ、被告人ハ共同被告人田中ノ窃盗行為ヲ容易ナラシメタニ過ギナイモノデアツテ、之ハ共同正犯トシテ論ズベキモノデハナク従犯トシテ処断スベキデアル。若シモカヨウナ場合モ皆正犯デアルトスルナラバ、刑法ガ正犯ト教唆、従犯トヲ區別シタ趣旨ハ全ク没却サレルコトニナル。

コノ点ハ法令ノ解釈ニ関スル重要ナ事項デアルカラ御判断ヲ仰ギタイ。

以上

昭和二六年(あ)第一七二八号

決　　定

本　籍　熊本県鹿本郡山鹿町八二番地
住　居　長崎県南高来郡小浜町戊七四番地
人　　夫
築　地　千　万　人
大正一四年一月二五日生

右酒税法違反被告事件について昭和二五年一〇月一三日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　　由

弁護人梶村謙吾の上告趣意第一点並びに第二点は、いずれも判例違反を主張するけれども、その判例を具体的に示していないのであるから、上告理由として適法ということはできない。なお所論はいずれも単なる法令違反の主張に外ならないのであるが、同第二点については、懲役刑と罰金刑とを併科するに当つて特に併科を相当とする情状を判示する必要はない。また第一審判決は昭和二四年法律第四三号附則21「この法律による他の法律の改正前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による」の規定により行為当時の酒税法の規定を適用処断したものであつて、所論のごとき違法はな



五月三一日決定　　昭和二六年(あ)第一七二八号

五月三一日決定　　昭和二六年(あ)第一七二八号

い。また記録を調べても本件につき刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴四一四条、三八六条一項三号、一八一条により、裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二七年五月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜　山　精　一

裁判官　栗　山　茂

裁判官　藤　田　八　郎

裁判官　谷　村　唯　一　郎

裁判官小谷勝重は出張につき記名押印することができない。

裁判長裁判官　霜　山　精　一





昭和二六年(あ)第一七二八号

弁護人梶村謙吾の上告趣意

被告人　築　地　千　萬　人

第一点　原審の是認した第一審判決の認定事実によれば、被告人は第一、昭和二十四年四月十三日頃までに、佐世保市大塔町千九百八十五番地の自宅階下において、米麹、甘藷を原料とし相当量の水を加えて四斗樽三個に仕込み、これを醱酵させて醪約八斗を製造し、第二、その頃同所において前同様米麹、甘藷を原料として相当量の水を加えて四斗樽に仕込み醱酵させた醪を蒸餾して燒酎二斗四升六合を製造したものである。

然らばすなわち、右第一の事実と第二の事実とは被告人の單一な犯意の発現の下に同一時期に同一場所で、同一方法を以て同種（醪製造も燒酎製造も共に行為時法における酒税法第六十条に所謂酒類を製造した行為に該当する）の行為が遂行された一連の行動であつて、その被害法益も又單一であるから、右の両事実は包括して一罪を構成しているものなるに拘らず、これに對し併合罪の規定の適用を是認した原判決は法令適用の誤りによる判例違反があるものといわざるを得ない。

第二点　原審の是認した第一審判決は本件につき、昭和二十四年四月法律第四三号による、改正前の酒税法第六十条及び第六十四条を適用して懲役と罰金を併科せられた。

併しながら右両条は原則として罰金刑を規定し、ただ六十条においては、情状に依り両者を併科し得ることを規定しているが、本件が特に併科に値する情状にあることを明らかにせずして直ちに懲役と罰金を併科したのは理由不備の判例違反あるのみならず、行為時法と判決時法と異なる場合において、新旧両法を比照して輕きに従う刑法第六条の法意は單に法定刑についてのみならず、宣告刑についても又同様であるから本件判決時における新法には併科は認められないのに

舊法によつて併科した第一審判決は法の解釋を誤つた判例違反あり、これを是認した原判決又然りとせざるを得ない。

以　上



昭和二七年(し)第三〇号

決　定

本　籍　山梨県東八代郡石和村市部一一三六番地

住　居　同県甲府市元城屋町一〇番地

特別抗告申立人　岩　間　清　治

右弁護人弁護士　林　貞　夫

右者に対する窃盗被告事件につき東京高等裁判所が昭和二七年一月二六日なした異議申立棄却決定に対し、申立人から特別抗告の申立があつたが（上告申立とあるが原審は、判決をしたのでなく、異議申立棄却決定をしたのであるから、これを特別抗告の申立と解する。）、特別抗告の申立には、刑訴規則二七四条に従つて抗告の趣旨を簡潔に記載しなければならないのに、何らかかる記載がないから不適法である。よつて刑訴法四三四条、四二六条一項に従つて裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

主　文

本件特別抗告を棄却する。

昭和二七年五月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜　山　精　一

裁判官　栗　山　茂

裁判官　藤　田　八　郎

五月三一日決定　　昭和二七年(し)第三〇号

五月三一日決定　　昭和二七年(し)第三〇号

裁判官小谷勝重は出張につき記名押印することができない。

裁判長裁判官　谷　村　唯　一　郎

裁判官　霜　山　精　一



昭和二七年(し)第三〇号

上　告　の　申　立

被告人　岩　間　清　治

右者に対する窃盗被告事件につき東京高等裁判所に於て控訴棄却の判決言渡があつたのでこれに対して上告を申立てる。

昭和二十七年二月二十九日

右被告人　岩　間　清　治

以　上

最高裁判所刑事部御中

| 事件番号 | 事件名 | 法廷 | 裁判年月日 | 頁数 |
|---|---|---|---|---|
| 昭和二四年(れ)二五六四 | 強盗傷人 | 一小 | 昭和二七年五月二二日 | 六四九 |
| 昭和二五年(あ)一二二六 | 強盗傷人 | 二小 | 五月三一日 | 八〇九 |
| 昭和二五年(あ)一三六五 | 酒税法違反 | 三小 | 五月一三日 | 三六五 |
| 昭和二五年(あ)一四七五 | 窃盗 | 二小 | 五月一六日 | 五〇七 |
| 昭和二五年(あ)一六五八 | 強盗傷人 | 三小 | 五月六日 | 一〇七 |
| 昭和二五年(あ)一六六六 | 窃盗 | 二小 | 五月二六日 | 六九五 |
| 昭和二五年(あ)一八三八 | 窃盗 | 三小 | 五月一三日 | 三七九 |
| 昭和二五年(あ)一八五五 | 傷害、恐喝 | 三小 | 五月六日 | 一一一 |
| 昭和二五年(あ)一九三一 | 横領 | 三小 | 五月一三日 | 三八七 |
| 昭和二五年(あ)一九四六 | 横領 | 三小 | 五月二〇日 | 五九七 |
| 昭和二五年(あ)二一四七 | 窃盗 | 三小 | 五月一三日 | 三九五 |
| 昭和二五年(あ)二三三七 | 衆議院議員選挙法違反 | 二小 | 五月三〇日 | 八〇五 |
| 昭和二五年(あ)二四七六 | 詐欺、横領 | 三小 | 五月一三日 | 四〇一 |
| 昭和二五年(あ)二五五〇 | 傷害致死 | 三小 | 五月六日 | 一二二 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和二五年 | (あ) | 二五七七 | 窃盗 | 二小 | 五月三一日 | 八一三 | | |
| 昭和二五年 | (あ) | 二七四九 | 窃盗、建造物侵入 | 三小 | 五月六日 | 一二五 | | |
| 昭和二五年 | (あ) | 二七七七 | 詐欺、業務上横領 | 三小 | 五月六日 | 一三一 | | |
| 昭和二五年 | (あ) | 二八一二 | 窃盗 | 三小 | 五月六日 | 一四一 | | |
| 昭和二五年 | (あ) | 二八三七 | 傷害、賍物故買、同寄蔵 | 三小 | 五月六日 | 一四一 | | |
| 昭和二五年 | (あ) | 二八五一 | 窃盗 | 三小 | 五月二七日 | 七一一 | | |
| 昭和二五年 | (あ) | 二九一三 | 窃盗、建造物侵入 | 三小 | 五月六日 | 一五五 | | |
| 昭和二五年 | (あ) | 二九三九 | 強盗、窃盗 | 三小 | 五月一三日 | 四〇七 | | |
| 昭和二五年 | (あ) | 二九六二 | 銃砲等所持禁止令違反 | 三小 | 五月六日 | 一五九 | | |
| 昭和二五年 | (あ) | 三〇四四 | 横領 | 三小 | 五月六日 | 一六九 | | |
| 昭和二五年 | (あ) | 三一三七 | 窃盗 | 三小 | 五月六日 | 一七五 | | |
| 昭和二五年 | (あ) | 三一四四 | 傷害、強姦致傷 | 三小 | 五月六日 | 一八一 | | |
| 昭和二五年 | (あ) | 三二九二 | 窃盗 | 三小 | 五月六日 | 一八七 | | |
| 昭和二五年 | (あ) | 三三六八 | 麻薬取締法違反、同幇助 | 三小 | 五月二七日 | 七一七 | | |
| 昭和二五年 | (あ) | 三四六七 | 煙草専売法違反 | 三小 | 五月六日 | 一九五 | | |
| 昭和二五年 | (あ) | 三四八〇 | 酒税法違反 | 三小 | 五月二〇日 | 六〇五 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 三一 | 常習賭博 | 一小 | 五月一日 | 二三 | | |



| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和二六年 | (あ) | 四五 | 賍物寄蔵 | 一小 | 五月一一日 | 二七 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 九八 | 賍物寄蔵、同運搬、同収受、同故買 | 一小 | 五月一日 | 三一 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 一七一 | 賍物牙保 | 二小 | 五月一三日 | 四二一 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 三〇四 | 窃盗、殺人未遂 | 一小 | 五月二九日 | 七五七 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 三六四 | 横領、窃盗 | 三小 | 五月一三日 | 四二九 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 三六八 | 窃盗、電信法違反 | 三小 | 五月六日 | 二〇三 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 三八四 | 傷害致死 | 一小 | 五月一五日 | 四八一 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 四三一 | 喝酒 | 一小 | 五月二九日 | 七六三 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 四六六 | 詐欺 | 一小 | 五月二二日 | 六七五 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 四七六 | 強盗未遂、銃砲等所持禁止令違反、窃盗 | 一小 | 五月二二日 | 六八三 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 五三二 | 賍物故買 | 三小 | 五月一三日 | 四三三 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 五五九 | 有価証券偽造、同行使、詐欺 | 三小 | 五月一三日 | 四三七 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 六一〇 | 貸金事業等の取締に関する法律違反 | 三小 | 五月二〇日 | 六一五 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 六七〇 | 詐欺 | 一小 | 五月二九日 | 七六九 | | |
| 昭和二六年 | (れ) | 六九三 | 放火、恐喝 | 大 | 五月一四日 | 四五九 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 七一〇 | 詐欺 | 一小 | 五月二九日 | 七七九 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 七三二 | 窃盗 | 一小 | 五月二九日 | 七八三 | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和二六年 | (あ) | 八一七 | 麻薬取締法違反 | 三小 | 五月 | 一七日 | 七一三 | |
| 昭和二六年 | (あ) | 九〇一 | 窃盗、賍物収受 | 三小 | 五月 | 六日 | 二〇七 | |
| 昭和二六年 | (あ) | 一〇二〇 | 詐欺 | 三小 | 五月 | 一三日 | 四四一 | |
| 昭和二六年 | (れ) | 一一六七 | 食糧管理法違反 | 一小 | 五月 | 二二日 | 六六九 | |
| 昭和二六年 | (あ) | 一一九一 | 窃盗、賍物収受 | 三小 | 五月 | 二七日 | 七二七 | |
| 昭和二六年 | (れ) | 一二〇六 | 昭和二一年勅令第二七号違反、外国為替管理法違反 | 三小 | 五月 | 一三日 | 三二一 | |
| 昭和二六年 | (あ) | 一三七〇 | 賍物収受 | 三小 | 五月 | 二七日 | 七三一 | |
| 昭和二六年 | (あ) | 一四八八 | 業務上横領、詐欺 | 三小 | 五月 | 二〇日 | 六一九 | |
| 昭和二六年 | (れ) | 一五五六 | 殺人 | 二小 | 五月 | 二日 | 五三 | |
| 昭和二六年 | (あ) | 一六四九 | 麻薬取締法違反、麻薬取締規則違反 | 二小 | 五月 | 二一日 | 六三七 | |
| 昭和二六年 | (あ) | 一七〇七 | 窃盗、賍物故買 | 二小 | 五月 | 一六日 | 五一一 | |
| 昭和二六年 | (あ) | 一七二八 | 酒税法違反 | 二小 | 五月 | 三一日 | 八一七 | |
| 昭和二六年 | (あ) | 一八六六 | 酒税法違反 | 二小 | 五月 | 二七日 | 七三五 | |
| 昭和二六年 | (あ) | 一九一二 | 強盗、住居侵入 | 二小 | 五月 | 一六日 | 五三三 | |
| 昭和二六年 | (れ) | 二〇九七 | 窃盗、賍物牙保、銃砲等所持禁止令違反、業務上横領、収賄、贈賄、傷害致死 | 三小 | 五月 | 一三日 | 三四一 | |
| 昭和二六年 | (れ) | 二三三一 | | 二小 | 五月 | 九日 | 二四七 | |
| 昭和二六年 | (れ) | 二三三三 | 殺人、死体遺棄 | 三小 | 五月 | 二七日 | 七〇五 | |



| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和二六年 | (れ) | 二三六三 | 強盗 | 三小 | 五月 | 二〇日 | 五六九 | |
| 昭和二六年 | (れ) | 二三九三 | 放火 | 二小 | 五月 | 一六日 | 四八九 | |
| 昭和二六年 | (れ) | 二四一六 | 業務上横領、物価統制令違反 | 二小 | 五月 | 二三日 | 六八九 | |
| 昭和二六年 | (れ) | 二四二〇 | 銃砲等所持禁止令違反 | 三小 | 五月 | 九一日 | 三五一 | |
| 昭和二六年 | (れ) | 二四二二 | 恐喝 | 二小 | 五月 | 二日 | 六五 | |
| 昭和二六年 | (れ) | 二四二六 | 不法監禁、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、傷害 | 三小 | 五月 | 六日 | 九一 | |
| 昭和二六年 | (れ) | 二四三六 | 傷害、傷害致死 | 三小 | 五月 | 一三日 | 三六一 | |
| 昭和二六年 | (れ) | 二四五〇 | 詐欺、同未遂、強盗、強盗強姦未遂 | 三小 | 五月 | 六日 | 九七 | |
| 昭和二六年 | (れ) | 二四六二 | 恐喝 | 二小 | 五月 | 一六日 | 四九三 | |
| 昭和二六年 | (れ) | 二四八二 | 恐喝 | 三小 | 五月 | 二〇日 | 五七五 | |
| 昭和二六年 | (れ) | 二四九九 | 放火 | 二小 | 五月 | 一六日 | 四九九 | |
| 昭和二六年 | (れ) | 二五〇一 | 物価統制令違反 | 二小 | 五月 | 一六日 | 五〇五 | |
| 昭和二六年 | (れ) | 二五二三 | 賍物故買、同牙保、業務上横領 | 一小 | 五月 | 一日 | 一 | |
| 昭和二六年 | (あ) | 二六八七 | 衆院議員選挙法違反 | 二小 | 五月 | 三〇日 | 八〇七 | |
| 昭和二六年 | (あ) | 二二〇八 | 窃盗 | 三小 | 五月 | 六日 | 二一一 | |
| 昭和二六年 | (あ) | 二二二〇 | 窃盗 | 一小 | 五月 | 一日 | 三五 | |
| 昭和二六年 | (あ) | 二三七二 | 銃砲等所持禁止令違反 | 二小 | 五月 | 一六日 | 五四三 | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和二六年 | (あ) | 三五〇五 | 公職選挙法違反 | 三小 | 五月 | 二七日 | 七四一 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 三六五五 | 北海道漁業取締規則違反 | 二小 | 五月 | 一六日 | 五四七 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 三六六一 | 関税法違反 | 三小 | 五月 | 一三日 | 四四五 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 三八四〇 | 横領 | 三小 | 五月 | 一三日 | 四五三 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 四〇三六 | 私文書偽造、同行使、詐欺 | 一小 | 五月 | 一日 | 三九 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 四〇四七 | 詐欺 | 二小 | 五月 | 一六日 | 五五三 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 四一四七 | 賍物寄蔵 | 二小 | 五月 | 一六日 | 五六一 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 四二八二 | 酒税法違反 | 一小 | 五月 | 一日 | 四三 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 四六六四 | 賍物寄蔵、同牙保 | 一小 | 五月 | 一五日 | 四八五 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 四七五三 | 賭場開帳図利、賭博 | 一小 | 五月 | 一日 | 四九 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 五〇三一 | 煙草専売法違反 | 一小 | 五月 | 二九日 | 八〇一 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 五〇三八 | 強盗致傷 | 三小 | 五月 | 六日 | 二二五 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 五〇八六 | 住居侵入、強盗 | 二小 | 五月 | 一二日 | 三〇五 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 五一七七 | 薬事法違反 | 二小 | 五月 | 一六日 | 五六五 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 五二〇一 | 詐欺、恐喝 | 三小 | 五月 | 二〇日 | 六二九 | | |
| 昭和二六年 | (あ) | 五二八〇 | 窃盗 | 二小 | 五月 | 六日 | 二四三 | | |
| 昭和二七年 | (れ) | 一一 | 国家総動員法違反、贈賄 | 二小 | 五月 | 二日 | 七三 | | |



| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和二七年 | (れ) | 一七 | 業務上過失致死 | 一小 | 五月 | 一日 | 一五 | | |
| 昭和二七年 | (し) | 三〇 | 窃盗被告事件についての異議申立棄却決定に対する特別抗告の申立 | 二小 | 五月 | 三一日 | 八二二 | | |
| 昭和二七年 | (す) | 一一〇 | 賍物故買被告事件について最高裁判所の決定に対する異議の申立 | 二小 | 五月 | 二六日 | 七〇一 | | |
| 昭和二七年 | (あ) | 一三三 | 詐欺、横領 | 二小 | 五月 | 二日 | 八五 | | |
| 昭和二七年 | (あ) | 四八〇 | 窃盗 | 三小 | 五月 | 二七日 | 七四三 | | |

禁電子式